第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 草津市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津 市準備委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に、次の役員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 役員は、専門委員のうちから第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 草津市準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 4 専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人 に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席 したものとみなす。
- 5 専門委員会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。) の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 専門委員会は、必要に応じて、専門委員以外の者に専門委員会への出席を求めることができる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を 求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

- 第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会において準用する。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この規程は、令和4年8月29日から施行する。

別表 (第2条関係)

//AC (AT 4 不良体)			
名称		付託事項	委任事項
総務企画	1	総務企画に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施
専門委員会	2	広報および市民運動に関すること。	に関すること。
	3	歓迎および接伴に関すること。	
	4	他の専門委員会に属さない事項に関	
	-	すること。	
競技式典	1	競技に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施
専門委員会	2	式典に関すること。	に関すること。
	3	施設に関すること。	
	4	その他当該専門委員会に関すること。	
宿泊衛生	1	宿泊に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施
専門委員会	2	医事・衛生に関すること。	に関すること。
	3	その他当該専門委員会に関すること。	
輸送交通	1	輸送・交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施
専門委員会	2	警備・消防に関すること。	に関すること。
	3	その他当該専門委員会に関すること。	